

公益財団法人 寺浦奨学金

本校より3名 校内×切 4月28日(火)

A3

7. 奨 学 金

(1) 給 与 額

高等学校生	月 額	45,000円
高専生、短大生	月 額	50,000円
大学・大学院生	月 額	55,000円

いずれも返還を要しません。

(2) 給 与 人 員

毎年高等学校生、高等専門学校生・短大生、大学生、及び大学院生を募集します。

(3) 給 与 期 間

在学する高等学校、高等専門学校、短大及び大学、大学院の正規の最短就学期間

(4) 給 与 停 止

- (イ) 奨学生が退学、停学または休学その他の事由の場合
- (ロ) 学業の成績または、その素行が不良と認めた場合

8. 出願、選考及び採用

(1) 応 募 資 格

- (イ) 心身健全、成績優秀であって経済的に学資の援助を必要とするもので、高等学校にあつては原則として進学を希望し、高等学校長、高等専門学校長、大学学(部)長または語学学校等校長の推薦する者。
- (ロ) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院または現地語学校等に在学する日本からの学生または日本に所在する学校に在学している学生。

- (2) 出願手続 前号の応募資格に該当し、受給を希望する者は高等学校長、高等専門学校長、大学学(部)長または語学学校等校長の認証を受けた次の書類を提出して下さい。

- (イ) 願書(推薦書・学業成績証明書・健康診断書・住民票)
- (ロ) 奨学金を申請する理由書
- (ハ) 自筆の履歴書
- (ニ) 所得・課税証明(家計収入 全員分)
- (ホ) 誓約書

(3) 選 考、採 否 決 定

本会選考委員会は採用願書の提出された書類により書類審査し、その合格者には面接して各方面から総合的に検討審査し、その結果にもとづいて理事長が採否を決定します。

9. 奨学生の義務

奨学金は一切返済を要しません。また留学後の就職その他についての何ら制限拘束は受けません。但し、在学中は下記の事項を守らねばなりません。

- (イ) 本会の奨学の趣旨にそい、奨学給与規定を厳守し奨学生としての品位を保つように努めること。
- (ロ) 奨学金を目的以外に使用しないこと。
- (ハ) 終了後等に学業成績表及び生活状況報告書を本会に提出すること。
- (ニ) 3ヶ月毎(6月25日、9月25日、12月25日、翌年3月25日)奨学金の交付を受けた奨学生は当月末までに奨学金受領連絡を必ず行なうこと。
- (ホ) 退学、休学、停学、転学等の場合、または保証人の変更、住所の移動その他重要事項が生じたときは、連帯保証人と連記の上、速やかに本会に届でること。

奨学会「奨A-1」より